

平成 24 年 1 月 24 日
危機管理室震災対策担当課

災害時隣接自治体応援協定の締結について

区では、防災体制の強化を図るため、平成 22 年 2 月に「災害に関する各種協定の締結指針」を定めた。その中で、自治体間同士の災害協定について整理を行い、職員の派遣を含む総合的な応援について規定した「災害時総合応援協定」、生鮮食料品等の応急物資等の援助に絞った「災害時物資等支援協定」、応援職員の派遣や避難者の相互受け入れ等を規定した「災害時隣接自治体応援協定」の 3 種類を新たに定めた。

このたび、区と隣接する自治体との「災害時隣接自治体応援協定」の締結が完了することから、以下のとおり報告する。

1 新規協定締結自治体
武蔵野市

2 協定締結日
平成 24 年 1 月 30 日（月）

3 協定名（別紙 1）
「練馬区と武蔵野市とのにおける相互応援に関する協定」

4 協定趣旨

区と隣接する自治体は、大規模地震発生時に両都市とも被災してしまうことが予想されることから、応援職員の派遣や避難所における避難者の相互受け入れ等について規定し、相互の防災行動力の強化を図るものである。

5 「災害時隣接自治体応援協定」等の締結状況（別紙 2）

(1) 平成 22 年 8 月 20 日 西東京市（東京都）

(2) 平成 22 年 8 月 27 日 和光市（埼玉県）

(3) 平成 23 年 9 月 2 日 新座市（埼玉県）

(4) 区と隣接する中野区、杉並区、豊島区および板橋区とは、平成 8 年 2 月 16 日に「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を締結している。

(5) 区と約 300 メートル隣接する朝霞市は、隣接する部分が一般者の立ち入りができない陸上自衛隊朝霞駐屯地であるため、協定の締結は行わない。

6 その他

今後、自治体間の防災協定については、自治体の規模、地域性等を踏まえ見直しを図るとともに、災害時の支援体制の迅速性および実効性を確保するため、締結を推進していく。

練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書

練馬区と武蔵野市（以下これらを「協定都市」という。）は、隣接する自治体として、災害時における応急対策および復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援活動に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定都市の地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した当事者（以下「被災都市」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災都市の要請による応急業務が円滑に実施できるよう、必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 被災都市が要請することができる応援の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 被災者の救出および被災者に対する救護、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資器材および物資の提供およびあつせん
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資およびそれらの補給に必要な資器材の提供
- (3) 救援および救助活動に必要な車両等の提供およびあつせん
- (4) 消火、救援、医療、防疫その他の応急対策に必要な職員の派遣
- (5) ボランティア等のあつせん
- (6) 被災者を一時的に收容するための施設の提供
- (7) 情報支援として、被災都市の住民からの問合せの一時受付、災害広報の発行、被災都市のホームページの作成および掲示等
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

（要請の手続）

第3条 被災都市が応援を要請する場合には、つぎに掲げる事項を明らかにして、電話その他の通信手段により応援都市（応援を行う当事者をいう。以下同じ。）に通知し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請するときは、活動内容、職員の職種および人員
- (4) 応援場所およびその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前条第6号に掲げる応援を要請するときは、一時的な避難を希望する者の人数および期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（経費の負担）

第4条 第2条に規定による応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、この協定の趣旨を踏まえ、応援都市も応分の負担をするものとし、その負担は被災状況等を勘案し、双方で協議して定めるものとする。

2 被災都市が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合には、応援都市は当該費用を一時立て替えするものとする。

（連絡の窓口）

第5条 協定都市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、必要な情報を相互に提供するものとする。

(損害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員の損害補償等については、つぎに掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 応援活動に従事した職員が、応援活動中または被災都市との往復途中において、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合は、応援都市がその損害を補償するものとする。
- (2) 応援活動に従事した職員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災都市との往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を補償するものとする。

(自主的な活動の実施)

第7条 応援都市は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災都市と連絡が取れない場合は、被災都市からの応援要請があったものとして自主的に応援活動を実施するものとする。

(職員指揮権)

第8条 応援都市から派遣された職員が被災都市の地域内で活動する場合は、被災都市の長の指揮の下に活動するものとする。

(訓練等)

第9条 協定都市は、この協定が災害時に有効に機能するよう、平常時において相互に情報を交換するとともに、災害時に効率的な相互応援ができるよう相互に協力して訓練を実施するものとする。

- 2 前項の訓練等へ参加および協力した職員の損害補償等については、第6条の規定を準用する。
- 3 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。
- 4 協定都市は、この協定について、平常時から双方の地域住民に対して周知を行い、地震等の大規模な災害を想定した訓練を実施するときは、訓練への参加等を積極的に促すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関して疑義が生じたときは、協定都市が、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両自治体の長が署名のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成24年1月30日

東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区
代表者 練馬区長 自筆署名

東京都武蔵野市二丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 自筆署名

「災害時隣接自治体応援協定」等の締結状況

